



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

千葉県人事委員会

人委給第127号

令和3年10月11日

千葉県議会議長 信田 光保 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	高齢層職員の給与	7
10	テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応	8
11	給与改定実施の要請	8

別紙第2	勧告	9
------	----	---

別紙第3 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	11
	(1) 多様で有為な人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	13
3	勤務環境の整備	14
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策の推進	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	21
5	コンプライアンスの徹底	22

別紙第1

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和3年人事統計に関する報告」によると、在職者は51,990人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,646人であって、その平均年齢は39.1歳であり、男女別構成は男61.5%、女38.5%、学歴別構成は大学卒61.1%、短大卒12.7%、高校卒26.2%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において358,722円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は390,726円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した366の事業所について「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、84.4%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均125円（0.03%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第24表）

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.32月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.45月）を下回っている。

（報告資料第16表）

5 職員の給与と国家公務員給与との比較

「令和2年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.9となっており、前年と同水準となっている。

6 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.4%低下しており、千葉市においても0.6%の低下となっている。

（報告資料第26表）

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で233,520円、3人世帯で245,200円、4人世帯で256,870円となっている。

(報告資料第25表)

7 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均19円(0.00%)上回っていたが、較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないとしている。特別給については、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の支給割合を0.13月分上回っていることから、支給月数を0.15月分引き下げることとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

8 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は21.7%(昨年23.3%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3%(昨年は該当なし)となっており、昨

年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が減少している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を125円（0.03%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差が極めて小さいこと等を考慮し、月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。また、特別給については、民間の特別給の支給割合は4.32月となっており、これに見合うよう引き下げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり特別給を改定することが適当であると考える。

(2) 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当について、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする必要がある。支給月数の引下げ分については、人事院勧告の内容に準じ、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

9 高齢層職員の給与

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしている。

当該措置の取扱いについては、民間との給与差の状況や、人事評価制度における評価結果の給与への活用状況を見ながら、他の都道府県の動向等を踏まえつつ検討を続けてきたところであり、50歳台後半層の民間との給与差は、昨年までは民間が職員を上回っていたところであるが、本年は職員が民間を若干上回る状況がみられ

た。しかし、その差は当該措置を勧告した平成24年と比較して小さく、直ちに当該措置を廃止する必要があるとは判断できない。

ただし、50歳台後半層の職員の給与が民間を上回る傾向にあることは認められること、多くの都道府県が標準の勤務成績では55歳を超える職員の昇給を停止していること、さらに、本年6月、令和5年4月から定年年齢を引き上げる改正国家公務員法や改正地方公務員法が公布されたことなどから、定年引上げの実施時期を踏まえ、当該措置を廃止する必要がある。

10 テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

人事院は、今後、関係府省とも連携し、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況について把握しつつ、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングを行うことなどを通じ、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き研究を進めていくこととしていることから、本県としても、その状況を注視していく必要がある。

11 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 期末手当について

期末手当を次のとおり改定すること。

ア 令和3年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ 令和4年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2) 55歳を超える職員の昇給について

職員の給与に関する条例及び任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年千葉県条例第58号）附則第3項の規定による55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの。）を超える職員の昇給の号給数を1号給とする措置については、廃止すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイについては令和4年4月1日から、1の(2)については令和5年4月1日から実施すること。

公務運営に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1) 多様で有為な人材の確保

近年の若者人口の減少に加え、学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化などを背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、国内では新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害といった危機的な事態が発生している。

こうした行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応するためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理感を持って着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を確保することが重要である。

ア 広報・啓発活動の更なる強化

本県においては、これまで広報・啓発活動として、職員採用セミナーの充実や、大学等での採用説明会の実施回数の増加を図るほか、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどを積極的に発信し、受験者の確保に努めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッター）をより積極的に活用し、オンラインによる採用説明会等への参加機会を増やすなど、効果的な採用試験情報の発信を更に強化していく。

また、女性職員の採用については、「第2期千葉県女性職員活躍推進プラン」（令和3年4月策定）に基づき、女性職員の活躍の様子や仕事と家庭が両立できる働きやすい職場であることを積極的に発信し、より多くの女性に受験してもらうための取組を進めている。

イ 試験制度の見直し

試験制度については、平成28年度に、専門試験を課さず、プレゼンテーションを取り入れた面接を行う試験職種「一般行政B」を創設し、平成29年度には、

社会人採用選考考査において、従来実施していた教養試験を廃止するなど、多様な能力・経験を有する人材を確保するために必要な見直しを行っている。

さらに、障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、これまで身体障害のある人を対象としていた採用選考考査において、事務系職種は平成30年度に、資格免許職及び技術系職種は令和元年度に、知的障害のある人や精神障害のある人まで対象を拡大する等、受験資格の大幅な見直しを行ったところである。

障害のある人が障害の特性等に応じて能力が発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図っていくことが求められている。

いわゆる就職氷河期世代の支援については、令和元年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「国家公務員の中途採用について、令和2年度から令和4年度までの3年間、政府を挙げて集中的に取り組む」とされており、地方公務員においても同様に、積極的に中途採用を行うよう国から要請があった。

こうした趣旨を踏まえ、本県においても昨年度から、就職氷河期世代を対象とした選考考査を実施しているところである。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染拡大の状況下における各種採用試験の実施に当たっては、試験日程や試験方法の変更等を検討するなど、必要な感染症対策を講じた上で、安全かつ適切に採用試験を実施していくこととしている。

今後とも、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努め、任命権者と連携しながら、多様で有為な人材の確保を図っていく。

(2) 人材の育成

社会経済情勢の変化に伴い、複雑・高度化する様々な課題を解決するためには、職員の意欲を高めつつ、その能力を最大限に活用していく必要がある。

現在、職員能力開発センターでは、若手職員育成研修や女性キャリアサポート研修において、業務に対する意欲向上を図るため、キャリアデザインの意識付け

の強化を図っており、このような取組を通じ、職員自らが描いたキャリアビジョンの実現に向け、主体的な能力開発の機会を設けることが重要である。

そのため、執務を通じた人材育成（OJT）に加え、それを補完する執務を離れた研修（Off-JT）や自主的学習など、職員自身がやる気、やりがいを持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、人を育てる職場環境づくりの醸成が図られることが期待される。

職員研修については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年度から一部の研修をオンデマンド配信で実施している。

今後も、インターネットの活用を更に推進するなど、時代に合った研修メニューの提供や研修方法の検討が求められる。

また、近年、若年層の職員の割合が増加する一方で、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少している中、適切な事務処理を着実に行うとともに、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォローシップを強化するための人材育成の取組が重要である。

こうした人材開発に当たっては、組織力向上のみならず、県民志向、仕事力向上を加えた「目指すべき職員像」に十分留意しながら、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

2 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、地方公務員法の趣旨に従い、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、昨年度より、テレワーク等が推進されているが、そのような中においても、評価者には、部下職員との適切なコミュニケーションを図ることにより、職員個々の職務の遂行状況等を的確に把握した上で、適正に評価することが求められる。

そのため、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

3 勤務環境の整備

新型コロナウイルス感染症対策の実施によって社会環境は一変し、本県においても多くの職員がこの事態に対応するため、日々全力で職務に精励している。

このような危機的な事態に直面した場合であっても、県は県民の期待に応じて適切に業務を遂行していかなければならず、そのための体制を構築しておくことが必要である。

加えて、社会や経済をめぐる情勢が大きく変化する中で、行政を取り巻く環境も複雑・高度化の一途をたどっており、社会全体のデジタル化の推進や働き方の変革など、新たな課題に対処するとともに、効率的に行政を運営していくことも強く求められている。

こうした非常時における業務体制の構築や効率的な行政運営を行うためには、任命権者において、行政のデジタル化への対応も踏まえ、テレワークをはじめとする柔軟な働き方を導入し、育児に携わる職員への支援などの勤務環境を整備する必要がある。このことは、育児や介護等、職員の様々な事情に応じた働き方を可能とするとともに、全ての職員の能力発揮にも資するものと期待される。

また、職員が心身ともに健康で、周囲の職員と協力しながら、様々な行政課題に意欲的に取り組むことができるよう、任命権者においては、これまで以上に総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努め、多様で柔軟な働き方の実現に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

ア 上限時間の適切な管理・運用

任命権者においては、これまで、総実勤務時間を短縮するため、「ノ一残

業デー」の実施や年次休暇等の取得促進、管理監督者の能力発揮に対する適切な評価など様々な取組を推進してきたところである。

平成31年4月からは、人事委員会規則において、時間外勤務を命ずることができる上限時間（以下「上限時間」という。）を設定しているが、災害等の特別な事情によって臨時の必要があり、対応することを要する業務（以下「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、上限時間を超える時間外勤務を命ずることができるとしており、その場合は、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を本委員会へ報告することも定めている。

令和2年度分の報告においては、原則の上限時間である月45時間又は年360時間を超えて時間外勤務を命じられた職員数は令和元年度と比較して減少したものの、新型コロナウイルス感染症対策や高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業等については、人員配置又は業務分担の見直し等を行っても、特例業務として上限時間を超える時間外勤務を命じざるを得なかった状況が見受けられたところである。

中でも、新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年1月以降に発生した業務が拡大継続し、今後も全庁的な対応が必要となることが見込まれる。長期にわたって多くの職員が心身ともに負担の大きな業務に携わらなければならないことから、任命権者においては職員の健康に留意しつつ、時間外勤務の縮減に努め、個々の職員の上限時間を適切に把握しながら、過度の負担が生じることのないよう業務に従事させる必要がある。

また、令和2年度分の報告においては、特例業務以外の業務を行うために、上限時間を超えて時間外勤務を命じられた職員が一定程度見受けられた。そのため、任命権者は、平常時においても適切な方法による総実勤務時間の把握に努め、特例業務によらずに上限時間を超える時間外勤務が生じることのないよう、総実勤務時間の縮減を意識した計画的な業務の遂行について職員に周知徹底するとともに、所属長等の管理監督者が部下職員の業務管理を適切に行い、時間外勤務命令を必要最小限にとどめ、業務の平準化に努める等、マネジメントの強化を図ることも重要である。

イ ICTの活用

限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、職員一人ひとりの業務改善に対する意識を醸成することが必要である。任命権者においては、ペーパーレス化や電子決裁、Web会議といった業務のデジタル化を進めてきているが、これらに加えてRPA（ロボットによる業務自動化）やAI（人工知能）などを積極的に導入し、ICTを活用した業務改革への取組を更に推進することも必要である。

ウ 年次休暇の取得促進

任命権者においては、これまで、年休取得計画表の活用や通知の発出により、年次休暇等の連続取得を奨励してきたところである。

年次休暇の取得は心身の疲労回復や公務能率の向上等に寄与することから、業務の繁閑を踏まえて計画的、連続的に休暇を取得するよう職員の意識向上を図り、労働基準法における使用者の時季指定義務の規定を踏まえて年5日以上確実に取得できるようにするとともに、更なる取得促進に向け、引き続き年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

エ 人員の確保

上記アからウで述べたような取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた人員を確保する必要がある。

オ 多忙な教職員への対応

教職員の多忙化については、全国的な問題となっており、本県教育委員会においても、教職員の負担軽減を図っているところである。具体的には、本年3月に学校職員の勤務時間等に関する規則を改正し、時間外在校等時間の上限時間を定めたところである。あわせて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において定められた指針を踏まえて「学校における働き方改革推進プラン」（平成30年9月策定）を改定し、ICTの積極的な活用による業務改善をはじめ、スクール・サポート・スタッフや部

活動指導員等の増員などの取組を進めている。

教職員が教育活動に専念できる環境を整えることは次代を担う児童生徒の成長にとって重要な課題であり、学校における働き方改革の取組は、市町村立学校も含めた公立学校全体で進めていく必要があることから、引き続き、市町村教育委員会や関係団体と連携を図り、国等の状況を注視しながら取組を推進することが重要である。

また、本年度から1年単位の変形労働時間制を導入したところであるが、同制度を適用するに当たっては、「学校における働き方改革推進プラン」で定めている業務量の縮減等の措置を確実に実施する必要がある。

(2) 職員の健康管理

ア メンタルヘルスに関する取組の充実

任命権者においては、これまで、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んできたところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は増加傾向にあり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、任命権者においては、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の対策を講じ、ストレスチェックの結果を踏まえた職場改善に積極的に取り組んでいる。

引き続き、「第3次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」（平成31年3月策定）等に基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努め、ストレスチェック制度を効果的に活用するとともに、精神性疾患による休職者等については、一人ひとりの回復過程に沿ったきめ細やかな職場復帰支援を行うことが必要である。

イ 長時間勤務を行った職員への適切な対応

長時間勤務は労働者の心身の健康に重大な影響を与えることから、任命権

者においては、配付パソコンの使用時間記録等を活用して適正に勤務時間を把握するとともに、所定の長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導を1箇月以内に実施するよう努めてきたところである。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応等により、多くの職員が平常時と異なる災害対応等に従事していることから、所定の期間内に面接を受けることができていない状況がある。そのため、管理職員も含めた職員の勤務時間の状況を適切に把握するとともに、医師による面接指導を確実に実施する必要がある。

また、本年7月の閣議決定において変更された「過労死等防止のための対策に関する大綱」では、地方公務員に係る過重労働による健康障害の防止対策について、国が地方公共団体に対しその推進を働きかけるとされており、任命権者においては国からの助言に適切に対応する必要がある。

ウ 安全衛生管理体制の強化

任命権者においては、50人未満の事業場についても産業医を選任するなど、安全衛生管理体制の整備に努めてきたところである。

職員の健康管理を充実し、特に現状においては、適切な感染症対策を実施するため、産業医との連携を図りながら、衛生委員会を毎月1回確実に実施するなど、安全衛生管理体制を強化して、引き続き、働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がある。

(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現

ア 男性職員の育児参画の促進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン（第2期）」（平成27年3月策定）や「第2期千葉県女性職員活躍推進プラン」（令和3年4月策定）などに基づき、仕事と家庭の両立支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところであるが、男性職員の育児休業や子の出生時における連続休暇の取得率は上昇しているものの、任命権者が上記取組で定める数値目標には達していない状況である。

こうした中、人事院は本年8月、男性職員の育児休業取得や育児参画を促進するため、育児休業を原則2回まで取得可能とすること等を内容として国

家公務員の育児休業等に関する法律を改正するよう、国会及び内閣に対して意見の申出を行った。

また、あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、人事院規則の改正等を行い、育児休業の請求期限の短縮や期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定の見直しなど、休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとしたところである。

このように、男性職員の育児参画を促進するため、社会的にも勤務環境の整備が求められているところであり、本委員会としても国や他団体の状況を注視しながら、任命権者と連携して検討していく必要がある。

イ 不妊治療のための休暇の新設等

任命権者においては、職員の不妊治療について、療養休暇の取得を可能にするなど仕事との両立を支援してきたところである。

不妊治療に対する支援については、少子高齢化が進む中で社会的にも要請があるところであり、引き続き、任命権者においては、職場の上司や同僚の理解を深めるため、不妊治療に関する周知や研修などを行い、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、人事院規則の改正等を行い、不妊治療のための休暇を新設することとしたところである。

新たな休暇制度については、本委員会としても国や他団体の状況を注視しながら、検討していく必要がある。

ウ 非常勤職員の休暇等の改善

人事院は、本年の報告において、非常勤職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、人事院規則の改正等を行い、不妊治療のための休暇の新設、出産・育児に係る休暇の改善、育児休業等の取得要件の緩和などの措置を一体的に講じることとしたところである。

本委員会としても国の非常勤職員との均衡を踏まえ、国や他団体の状況を注視しながら、任命権者と連携して検討していく必要がある。

エ 育児、介護等の両立支援

任命権者においては、これまで、各種研修の実施、両立支援制度をまとめたハンドブックの作成、職員と上司による対話の実施の徹底など、育児、介護等の両立支援に努めてきたところである。

今後は、育児だけでなく、介護を要する家族を抱える職員の増加も見込まれることから、性別にかかわらず、希望する職員が安心して育児休業や看護休暇等を取得しやすくするために、職員間での業務に関する情報の共有化や、所属長等の管理監督者に対する意識啓発などの取組を引き続き推進することが必要である。

オ 障害のある職員への支援の強化

障害のある職員については、「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」（令和2年4月策定）等に基づき、任命権者において職場環境の整備が図られているところである。引き続き、合理的配慮の速やかな提供や、障害の理解促進に向けた研修等を継続して実施することにより、所属におけるサポート体制の強化を図り、障害のある職員が能力や適性を十分発揮して働き続けられるような環境整備が重要である。

カ 柔軟で多様な働き方の推進

育児や介護、障害等の事情を有する職員に限らず、全ての職員にとって、テレワークやフレックスタイム制などの柔軟で多様な働き方は、個々の状況に応じた働き方の選択が可能となり、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

テレワークについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び業務継続の観点からも重要な手段であり、任命権者においては、ネットワークの整備やコミュニケーションツールの導入など、強力に推進しているところである。今後更に多くの職員がテレワークを日常的かつ円滑に実施できるよう、持ち運びしやすいパソコンの配付やネットワークへのアクセス向上などの作業環境整備をより一層進めるとともに、長期間にわたる在宅勤務による健康への影響についても検討する必要がある。

あわせて、職員のニーズや制度の利用状況、国や他団体の制度などを参考にしながら、職員が活用しやすい柔軟な勤務時間制度を導入していくことも必要である。

(4) ハラスメント防止対策の推進

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や周知、職員の意識啓発に取り組んできたところであり、令和2年6月のハラスメント防止対策強化に係る改正法施行に合わせ、各任命権者においても要綱の改正を行い、ハラスメントの防止及び排除に努めているところであるが、ハラスメントに関する相談件数は一定数存在している。

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させ、公務能率低下の要因となるため、任命権者においては、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するほか、適切なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成に努めるなど、ハラスメントのない職場づくりを引き続き推進することが重要である。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、本県においては、定年退職する職員の再任用制度を設け、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に活かせる職務に配置することなどにより、その能力や経験の活用に努めているところである。

また、本年6月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月から、国家公務員について、定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、定年引上げに合わせて、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与

の設定などがなされ、地方公務員についても同様の措置を講じる法改正がなされた。

地方公務員の定年年齢は、地方公務員法において「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」こととされていることから、本県においても、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年引上げに伴う人事管理や給与制度について検討を進め、今回の法改正の趣旨や地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、国家公務員の取扱い等を考慮し、適切な措置を講じる必要がある。

5 コンプライアンスの徹底

職員は、県民全体の奉仕者であることに鑑み、自らの責任を自覚し、県民の信頼に応えられるよう、倫理感・使命感を持って行動することが肝要である。

本県では、平成22年度に「千葉県コンプライアンス基本指針」を制定し、これに基づき「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度定め、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点から、職員に対する研修等を実施している。さらに、令和元年度からは「千葉県職員倫理条例」を施行し、コンプライアンスの徹底に努めているところである。

県民の信頼に添えていくためには、引き続き、勤務時間内外にかかわらず、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に認識し、職員一人ひとりが千葉県職員としての自覚を十分に持って行動するよう、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組むことが重要である。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告

給与等に関する報告資料の説明	5
1 令和3年人事統計に関する報告	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
2 令和3年職種別民間給与実態調査	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
第15表 民間における在宅勤務手当の支給状況	42
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	42
その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	43
第19表 民間における定期昇給の実施状況	44
第20表 民間における定年制の状況	44
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44

第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第23表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	61
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	62

3 職員給与と民間給与との比較

第24表	職員給与と民間給与との比較	64
------	---------------	----

4 生計費関係

	令和3年4月の標準生計費算定方法	66
第25表	千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）	66

5 労働経済指標

第26表	労働経済指標	68
------	--------	----

6 人事院勧告

〈参考〉	人事院勧告の骨子	72
------	----------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 令和3年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和3年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 令和3年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。調査期間は次のとおりである。

令和3年4月26日（月）～同年6月22日（火）

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,719事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により24層（うち千葉市9層、その他県内地域15層）に層化し、これらの層から366事業所（うち千葉市100事業所、その他県内地域266事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は302事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係719人（行政職に相当する調査実人員701人）、初任給関係以外の調査職種11,722人（行政職に相当する調査実人員11,067人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は76,485人であり、行政職に相当するものは、70,019人である。）

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,719事業所
標本事業所	366事業所
調査の完結した事業所	302事業所 (調査完了率84.4%)
調査実人員	12,441人 〔 初任給関係 719人 〕 〔 初任給関係以外の調査職種 11,722人 〕

第3 職員給与と民間給与との比較

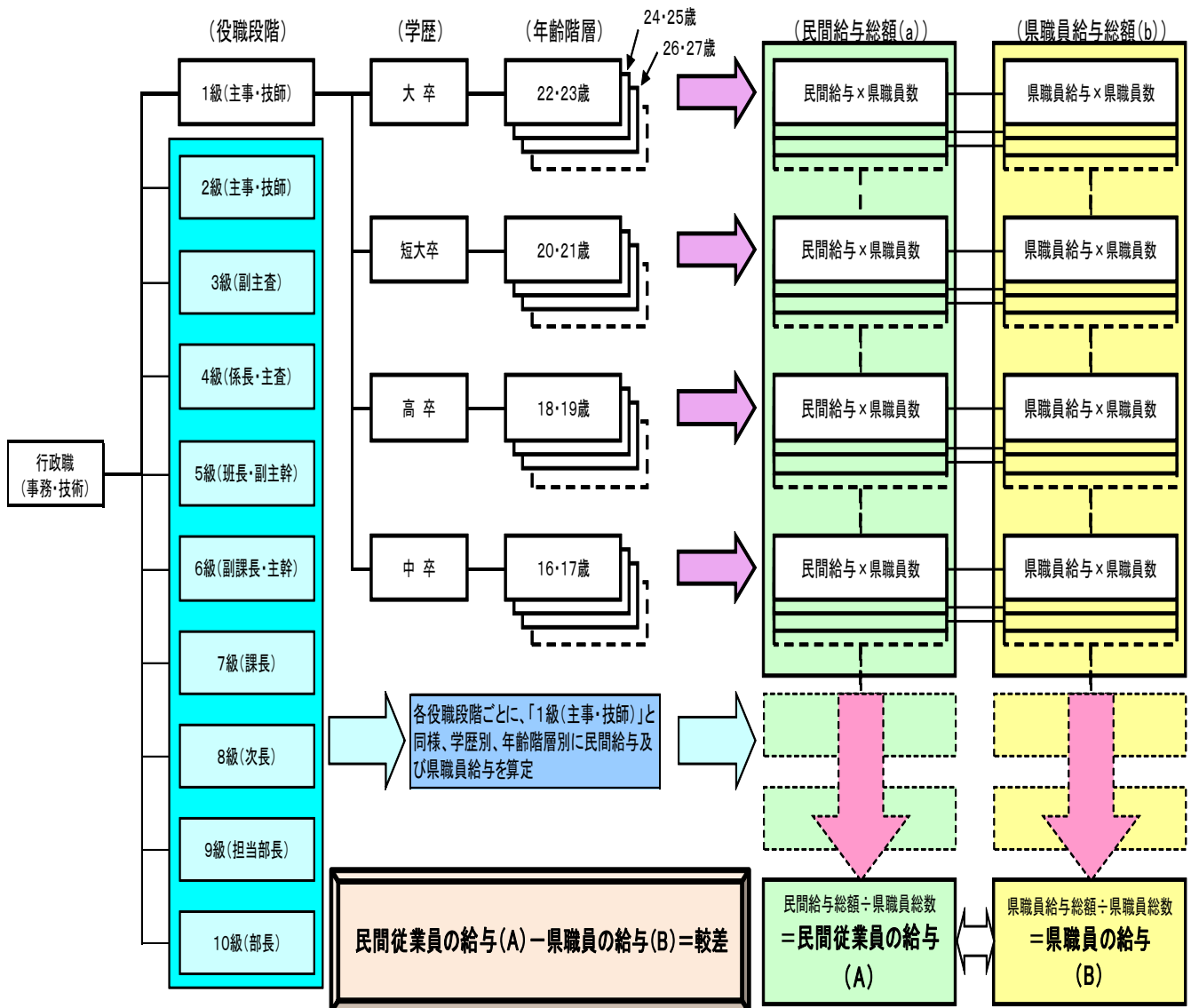
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

< 参考 >

職員給与と民間給与との比較(ラスパイルス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和3年人事統計に関する報告
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和3年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			51,990	38.9	16.5
一般職員	行政職給料表		9,646	39.1	17.3
	研究職給料表		379	43.0	18.8
	医療職給料表(一)		19	56.6	30.7
	医療職給料表(二)		482	39.0	15.2
	医療職給料表(三)		188	40.4	16.4
	海事職給料表		40	42.5	22.2
	福祉職給料表		215	31.3	8.9
	特定任期付職員給料表		2	56.5	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			10,971	39.2	17.1
教育職員	教育職給料表(一)		78	49.2	24.9
	教育職給料表(二)		30,009	39.3	16.3
	計		30,087	39.4	16.3
警察官	公安職給料表		10,932	37.2	16.6

(注) 1 再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和3年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	75.5	8.3	16.2	0.0	58.2	41.8
行政職給料表	100.0	61.1	12.7	26.2	0.0	61.5	38.5
研究職給料表	100.0	99.5	0.5	-	-	70.7	29.3
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	68.4	31.6
医療職給料表(二)	100.0	76.1	23.9	-	-	32.0	68.0
医療職給料表(三)	100.0	72.3	27.7	-	-	6.4	93.6
海事職給料表	100.0	10.0	52.5	37.5	-	97.5	2.5
福祉職給料表	100.0	73.0	23.3	3.7	-	44.2	55.8
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	75.6	21.8	2.6	-	33.3	66.7
教育職給料表(二)	100.0	91.9	7.8	0.3	-	47.0	53.0
公安職給料表	100.0	42.5	4.4	53.0	0.1	88.2	11.8

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	02. 4	10,765	39.6	17.6	310,801	6,243
	03. 4	10,971	39.2	17.1	307,768	6,041
うち 行政職員	02. 4	9,452	39.6	17.7	307,595	6,287
	03. 4	9,646	39.1	17.3	304,810	6,084
教育職員	02. 4	30,154	39.9	16.8	352,701	5,975
	03. 4	30,087	39.4	16.3	350,393	5,957
警察官	02. 4	11,161	37.4	16.8	324,233	10,871
	03. 4	10,932	37.2	16.6	324,618	11,069
計	02. 4	52,080	39.3	17.0	337,939	7,079
	03. 4	51,990	38.9	16.5	335,979	7,050

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警察職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
- 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
- 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(令和3年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,682	30,204	6,778	1,539	365,247	
9,576	29,892	7,086	1,491	361,854	99.1
9,881	29,859	6,713	1,453	361,788	
9,801	29,576	6,992	1,459	358,722	99.2
5,012	33,471	6,530	6,014	409,703	
4,946	33,249	6,702	5,919	407,166	99.4
2,090	31,036	4,846	352	373,428	
2,130	31,096	5,208	332	374,453	100.3
5,351	32,274	6,221	3,876	392,740	
5,331	32,088	6,469	3,809	390,726	99.5

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和3年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	6,692 人	2,132 人	3,966 人	594 人
2人	6,496	2,349	3,978	169
3人	4,071	2,860	1,176	35
4人	1,010	885	121	4
5人	125	110	15	0
6人以上	21	18	3	0
計	18,415	8,354	9,259	802

手当受給者1人当たり 平均手当月額	19,903円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和3年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の 事務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 30	人 136	人 360	人 2,115	人 34	人 1,219	人 80	人 140	人 4,114	円 67,365

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和3年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	人 112	人 16	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 128	円 31,000

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和3年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		12,860 人
手当月額	11,000円未満の受給者	14
	11,000円以上28,000円未満の受給者	5,725
	28,000円の受給者	7,121
手当受給者1人当たり平均手当月額		26,149 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	4 人	13,625 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(令和3年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	13,029 人
	交通用具のみ使用者	33,290
	交通機関等・交通用具併用者	1,501
	小 計	47,820
非 受 給 者		4,170
計		51,990
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,682 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,184

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(令和3年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										3
2										1
3										1
4										2
5										
6										
7										
8		2								
9	58	73								
10	8	40								
11	3	18								
12	2	9								
13	75	65	1							
14	3	41	4						8	
15	11	38	20	1					3	
16	2	15	29						2	
17	103	32	22				1		2	
18	18	24	10						2	
19	9	58	29						1	
20	7	55	32							
21	116	74	31							1
22	21	46	34					1		
23	10	67	54					1		
24	6	61	50					3		
25	80	74	43	2		1		1		
26	24	52	39	3				4		
27	40	91	45	7				3		
28	16	63	61	2				7		
29	203	77	51	7				5		
30	24	48	42	2				13		
31	61	57	31	4			4	10		
32	35	35	36	9			28	5		
33	165	42	30	13			14	8		
34	38	37	40	7			16	5		
35	48	34	33	13			15	1		
36	40	22	41	11	1		11	3		
37	147	19	31	25			12	2		
38	49	27	45	16			6			
39	62	18	27	17	2		12			
40	51	17	47	30	5		21			
41	54	10	39	24	1		18		1	
42	30	8	40	25	3		5			
43	66	8	45	15	4		8			
44	44	5	40	21	3	1	7			
45	55	5	29	25	16	1	7	1		
46	23	1	23	43	14		8			
47	39	3	13	22	11		6			
48	32		33	31	8		8			
49	36		28	22	12	1	3			
50	19		20	26	14	3	4			
51	17	2	30	22	20	1	3			
52	11	1	24	25	19	9	1			
53	22	1	12	22	16	19	3			
54	13		26	31	7	41	4			
55	15	1	27	29	18	65	1			
56	6	1	17	20	19	49	1			
57	13		15	24	15	44	1			
58	10		19	20	13	54				
59	12		13	19	12	41				
60	8		15	36	21	38				
61	13		10	15	20	24	2			
62	8		10	20	20	30				
63	7		6	18	26	26				
64	3	1	9	18	22	36				
65	14		1	18	23	37				
66	7		7	21	26	32				
67	9		13	20	23	22				
68	3		5	15	30	30				
69	7		5	13	45	19				
70	5		6	14	26	41				
71	6		5	13	35	25				
72	6		3	14	36	28				

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	3		8	19	42	16					
74	3			34	34	13					
75	4		4	18	36	13					
76	1		3	30	29	10					
77	2		3	21	37	9					
78	1		8	38	39	13					
79	1		2	21	52	9					
80	1		2	21	41	14					
81	3		4	30	45	15					
82	1		1	31	33	1					
83	3		2	14	42	7					
84				21	41	14					
85	2		4	26	41	65					
86	2		1	12	41						
87	1		1	17	37						
88	1		1	14	41						
89	1			13	36						
90	1			8	22						
91				18	44						
92				17	33						
93	12			17	337						
94				18							
95				12							
96				11							
97				95							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104			1								
105											
106											
107											
108			1								
109											
110											
111											
112											
113			1								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		1									
人員計	2,191	1,479	1,593	1,446	1,689	918	230	73	19	8	9,646
級別構成比	22.7%	15.3%	16.5%	15.0%	17.5%	9.5%	2.4%	0.8%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	195,568	233,596	289,361	362,723	387,390	404,946	433,303	459,967	501,042	530,588	304,009
平均年齢	25.1	29.6	36.7	46.0	50.9	53.6	55.2	57.0	56.9	57.5	39.1

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	125							1	
14	33								
15	51								
16	91								
17	21			1					
18	29								
19	12								
20	122		9						
21	25		3	1					
22	37		4						
23	13	1	4						
24	115	1	13						
25	30	2							
26	41	17	9						
27	21	20							
28	109	199	19	1					
29	168	13	4	1				1	
30	47	36	21	4					
31	39	29	9						
32	190	166	38	2					1
33	23	38	14	1					
34	20	47	34	4	2				
35	8	32	28	2					13
36	11	170	109	6					
37	5	26	26	4					3
38	16	40	95	11	1				5
39	1	29	40	5	1				2
40	5	100	85	9	2				4
41	3	32	30	5					3
42	3	46	74	10	6				1
43	4	27	34	4					2
44	3	94	103	18	3				
45	1	41	47	11	1				14
46	2	42	88	21	5	1			
47	2	17	36	9	2				
48	1	22	92	14	5				
49	3	8	36	9	3				
50		6	71	15	12	2		4	
51	3	9	50	6	4	1		1	
52	1	8	73	23	7	1		10	
53	1	7	46	7	7	1		22	
54		5	77	32	8	3		2	
55	3	3	53	11	6	5		5	
56		8	84	34	7	1	7	4	
57	2	1	34	18	9	3	14	6	
58	1	2	66	45	12	6	8	6	
59	2	3	18	32	3	5	13	6	
60		3	65	57	17	11	9	4	
61		6	35	31	15	4	18	44	
62		3	60	51	18	6	5		
63		1	27	38	16		3		
64		3	62	78	25	6	7		
65		2	34	54	24	4	13		
66		3	73	78	27	7	11		
67		2	30	48	17	4	9		
68		2	51	98	17	9	8		
69		1	32	62	28	7	7		
70			43	88	24	11	2		
71			37	57	31	11	6		
72		1	61	87	41	13	3		
73			25	51	32	7	6		
74		1	51	83	26	9			
75			28	49	22	4	5		
76			45	92	35	8	3		

身給	職務の級									全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
標準的な職務	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・副署長	課長・署長	部長・参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			24	60	33	6	1			
78			37	104	22	10	5			
79		1	13	45	25	9	5			
80			24	76	37	6	2			
81			17	63	28	8	3			
82			16	78	26	6				
83			13	57	24	6	1			
84			11	61	28	7	1			
85			10	41	18	4	19			
86			8	59	31	7				
87			5	45	18	12				
88			9	58	17	16				
89			3	44	27	12				
90			4	60	13	12				
91			2	39	25	16				
92			4	48	17	35				
93			6	28	16	115				
94			3	38	14					
95			4	27	25					
96			1	37	31					
97				36	216					
98			1	23						
99			1	25						
100			1	16						
101				22						
102				21						
103			1	21						
104				17						
105				24						
106				18						
107				26						
108				15						
109			1	26						
110				24						
111				24						
112				13						
113				19						
114				25						
115				20						
116				19						
117				18						
118				23						
119				26						
120				18						
121				33						
122				25						
123				14						
124				26						
125				287						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1,443	1,376	2,654	3,451	1,212	437	194	117	48	10,932
級別構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	13.2	12.6	24.3	31.5	11.1	4.0	1.8	1.1	0.4	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,737	250,613	291,424	370,571	409,049	421,775	435,819	452,587	474,192	324,491
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	21.6	26.9	33.3	43.4	49.3	50.0	52.4	53.8	57.0	37.2

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				1
19				
20				
21				
22				
23				
24	1			
25				1
26				
27				1
28				
29				
30				
31				
32				1
33				
34		1		
35		1		
36	1	2		
37	2			1
38				
39				
40				1
41				
42				2
43		1		
44				
45			1	2
46		1		2
47	1		1	1
48				
49		1		1
50				1
51				
52				
53	1			1
54	2	1		1
55			1	1
56	1		1	1
57	2			
58	2	1	1	
59		1	1	3
60			1	
61	1	1		
62			1	
63			1	
64	1			1
65	1	1		
66	1		1	
67			1	
68	1			

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69					
70					
71	1				
72					
73					
74		1			
75					
76					
77					
78		2			
79		1			
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 19	人 18	人 18	人 23	人 78
級別構成比	% 24.4	% 23.1	% 23.1	% 29.4	% 100.0
平均給料月額	円 321,879	円 389,806	円 435,900	円 500,378	円 416,501
平均年齢	歳 39.1	歳 47.9	歳 51.6	歳 56.7	歳 49.2

教育職給料表(二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職級の級 標準的な職務 支給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		4			
9	2	1			
10		5			
11					
12					
13	5	6			
14					
15	2	10			
16		1			
17	4	525			
18		1			
19	1	58			
20		18			
21	3	609			2
22	1	4			19
23	1	101			49
24	1	35			104
25	1	671			163
26		25			188
27	3	119			133
28		44			107
29	6	674			43
30	1	45			49
31	1	174			57
32	3	100			36
33	9	370			27
34		63			19
35	1	450			25
36	5	133			23
37	6	315	1		14
38	6	96	1		12
39	3	482			7
40	6	185	1		6
41	3	277			3
42	1	140			5
43	4	504			3
44	1	186			4
45	8	243			1
46	3	176	1		2
47	2	539	3		1
48	5	213	1	3	2
49	2	25	2		4
50		24	3	2	
51	6	46		4	
52	7	243	1	4	
53	4	178	2		
54	6	459	2		
55	7	237	3	2	
56	5	228	4	6	
57	14	209		7	
58	4	465		7	
59	9	277	2	9	
60	4	235	2	9	
61	12	215	2	8	
62	1	466	1	11	
63	4	251	2	16	
64	2	255	3	13	
65		240	1	2	
66	1	423	2	6	
67	14	233	1	7	
68	8	250		15	
69	8	23	1	15	
70	1	49	5	19	
71	4	224	5	16	
72	13	270	1	23	
73	7	170	4	25	
74	6	237	3	28	
75	8	208	8	28	
76	4	260	5	23	
77	1	159	5	25	
78		125	2	73	
79		146		68	
80	5	170		49	
81	5	176	1	40	
82	9	250		61	
83	2	201	2	71	
84	5	254	1	43	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	5	195		41		
86	4	253	1	67		
87	10	207	3	72		
88	5	191	1	50		
89		182	1	27		
90		194		54		
91	1	168		47		
92	7	195		27		
93	7	183	2	29		
94	5	210		45		
95	7	168	4	20		
96	5	157	8	17		
97	5	159	8	15		
98	7	180	12	9		
99	2	149	16	10		
100	3	157	14	2		
101	1	88	6	7		
102	1	75	11			
103	1	99	7			
104	4	96	2			
105		112	8			
106	3	132	6			
107		109	11			
108	1	139	4			
109	5	113	24			
110	3	123				
111	2	128				
112	3	105				
113	2	91				
114	1	58				
115		32				
116	3	45				
117		67				
118	1	87				
119	1	94				
120	3	91				
121	3	86				
122		82				
123	2	78				
124	1	86				
125	1	57				
126		72				
127		79				
128	1	78				
129	2	75				
130	3	55				
131	2	61				
132	3	63				
133	3	64				
134	3	85				
135	1	65				
136	1	97				
137	1	2				
138		74				
139	2	113				
140	1	71				
141	2	83				
142	2	102				
143	1	114				
144		108				
145		130				
146		214				
147		258				
148		319				
149		391				
150		537				
151		581				
152		650				
153		559				
154		411				
155		350				
156	1	207				
157		82				
158		46				
159		11				
160		6				
161	3	41				
人員計	433	26,958	233	1,277	1,108	30,009
級別構成比	1.4%	89.8%	0.8%	4.3%	3.7%	100.0%
平均給料月額	271,568円	328,106円	402,541円	424,908円	442,134円	336,197円
平均年齢	36.8歳	38.0歳	50.4歳	50.9歳	56.8歳	39.3歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額及び給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		8			
6					
7			3		
8			3		
9		1			
10					
11		1	1		
12			2		
13		8	1		
14		2	3		
15		1	2		
16		1	2		
17		6	1		
18		1	1		
19		1	2		
20		3	4		
21		2			
22		1	3		
23		3	1		
24			5		
25		4			
26		1	2		
27			5		
28			1		
29		6	1		
30		2	3		
31		3	2		
32		1	1		
33		1	3		1
34		1	2		
35		2	1		2
36		1	1		1
37		4	2	1	1
38		4	1		
39			1		1
40		2	2		
41		1	1		
42					
43		1	2		
44			3		
45		1	3	1	
46		1	7	2	
47		2			
48		2	1	1	
49		2	3	3	
50		1	5		
51		2	1	3	
52			1	1	
53		1	5		
54			3		
55			3		
56			1	1	
57			1	3	
58			1	2	
59			1	1	
60			1	1	
61				3	
62			1	1	
63		1	1	3	
64			4	2	
65					
66			1	1	
67				1	
68				2	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70		1		2		
71			2			
72			2	1		
73				4		
74				3		
75				1		
76				3		
77				2		
78			1	8		
79			1	6		
80			1	5		
81				95		
82						
83						
84						
85						
86						
87			1			
88						
89			1			
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 1	人 87	人 121	人 164	人 6	人 379
級別構成比	% 0.3	% 23.0	% 31.9	% 43.2	% 1.6	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 255,377	円 351,560	円 439,184	円 477,767	円 369,259
平均年齢	歳 X	歳 28.4	歳 38.4	歳 53.5	歳 57.7	歳 43.0

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	1
52				
53				
54				1
55				
56				1
57				1
58				1
59				
60				2
61				
62			1	1
63				
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
	人	人	人	人	
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全 級
人員計	人 2	- 人	人 7	人 10	人 19
級別構成比	% 10.5	- %	% 36.8	% 52.7	% 100.0
平均給料月額	円 339,000	- 円	円 532,357	円 566,130	円 529,779
平均年齢	歳 30.5	- 歳	歳 57.1	歳 61.5	歳 56.6

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8								
9		5						
10		1						
11		3						
12								
13		2						
14								
15		2						
16		1						
17		7						
18		1						
19		7						
20		2						
21		11						
22		1		1				
23	1	2	2		1			
24		1						
25		12						
26			1	1	1			
27	7	7	5	4				
28		4	3	1				
29		6		1				
30	2	2	1	4	2			
31	1	6	2	1	1	1		
32		2	4	1		1		
33		3	2	1	1			
34		3	2	7				
35		5	4	4				
36		2	1	4	2			
37		5			1			
38	1	1		5	1			
39	1	5	2	3		1		
40		5	2	4	3	1		
41		4		1				
42		2	3	4	2			
43		1			2	4		
44		1	1	2	1	3		
45		1	2	2	1	1		
46		2	1	2	2			
47		3	2		4	2		
48		1	1	3	3	2		
49		3		2	1	1		
50		2	1		3	1		
51		3	1	1	1	2		
52		2	1	2	2			
53		1		3	1	2		
54		1		3	3	1		
55	1	1		2	2			
56		2		1		1		
57		1		2	1	3		
58	1	1	1	2				
59				1	1			
60				1	1			
61				2	2			
62				1	1			
63		1		2	1	2		
64		1		1	1	1		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66			1	1					
67				2	2	1			
68				1	1				
69									
70									
71				1					
72				1	3	1			
73				3	1	4			
74					2	63			
75					1				
76				1	2				
77					1				
78		1			1				
79									
80									
81									
82		1			2				
83				1					
84		1		1					
85					8				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	15人	152人	46人	94人	72人	101人	1人	1人	482人
級別構成比	3.1%	31.6%	9.5%	19.5%	14.9%	21.0%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	200,573円	233,820円	273,220円	314,526円	368,267円	405,707円	X円	X円	309,254円
平均年齢	25.7歳	29.5歳	34.0歳	39.1歳	45.2歳	52.9歳	X歳	X歳	39.0歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		7					
18							
19							
20							
21		4					
22							
23							
24							
25		1					
26		3					
27		1	1				
28		2	1				
29		4	1	1			
30		1					
31		2	1				
32			1				
33		2					
34				1			
35		1	4	1			
36		2	1	1			
37		1	2				
38			1	1			
39		2	1	2			
40							
41		2		1			
42				2			
43		1	2	2			
44							
45		2		1		1	
46		1	1	1		1	
47		5		1			
48				1			
49		1	2	1		2	
50		1	1				
51				2			
52		1	1	1			
53			1	1			
54							
55		1		2			
56			2				
57					1		
58							
59			1	2			
60		1		1			
61			1	1			
62		2		1			
63			2	1			
64		2	1				
65							
66			1				
67		1					
68				3			
69					1		
70		1		3			
71		1			1		
72		1		1			
73		1					
74				2			
75							
76				1			
77		1	1	1			
78				1			
79		1		1	1		
80				1			

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81								
82				1				
83		1						
84					1			
85		1		1				
86				1				
87		2						
88		1		1				
89		2						
90				2				
91					1			
92					2			
93					1			
94					17			
95		1						
96								
97				1				
98				1				
99				1				
100								
101		1		1				
102								
103								
104								
105				1				
106				1				
107								
108								
109								
110				1				
111		1						
112								
113								
114								
115								
116								
117		1						
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	71 人	31 人	55 人	27 人	4 人	- 人	188 人
級別構成比	- %	37.7 %	16.5 %	29.3 %	14.4 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	260,117 円	294,148 円	341,044 円	390,467 円	414,225 円	- 円	311,403 円
平均年齢	- 歳	32.7 歳	37.2 歳	44.1 歳	54.7 歳	55.3 歳	- 歳	40.4 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

身給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16				1		
17						
18						
19						
20						
21						
22		1		1		
23						
24						
25						
26						
27		1				
28						
29		1				
30				1		
31					1	
32						
33				1		
34						
35		1	1			
36						
37					1	
38						
39			1			
40						
41						
42					1	
43						
44						
45						
46						
47						
48					1	
49						
50						
51					1	
52						
53				1		
54						
55					2	
56						
57					1	
58		1				
59						
60					2	
61						
62					1	
63					1	
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						
85				2		
86				1		
87						
88						
89				7		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101			2			
人員計	人 5	人 3	人 8	人 24	人 -	人 40
級別構成比	% 12.5	% 7.5	% 20.0	% 60.0	% -	% 100.0
平均給料月額	円 239,640	円 277,333	円 334,425	円 420,054	円 -	円 369,673
平均年齢	歳 26.6	歳 32.7	歳 38.8	歳 48.3	歳 -	歳 42.5

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			2			
14						
15	4					
16						
17			2			
18						
19	3					
20	1		1			
21			2			
22	1					
23	3					
24						
25	28					
26	1		1			
27	8					
28	1		1			
29	13		1			
30	1		1	1		
31	4					
32	1		1			
33	8		2			
34	3		1			
35	6					
36	3		3	1	2	
37	4		2			
38			2			
39	1			1	1	
40	1		2	1		
41	2		3			
42	2				1	
43	5			2		
44	1		1	1	1	
45	3		1		1	
46	5				1	
47	1				1	
48	3			1	2	
49	1		1	1		
50	1			1	1	
51			1	2	2	
52	1		1			
53			1		1	
54	1					
55						
56	1			1	1	
57	3					
58						
59	1					
60						
61	1					
62					1	
63				1	1	
64						
65	1					
66						
67	2					
68	1			1		
69						
70						
71						
72						
73						
74				1		
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82				1			
83							
84				1			
85				1			
86							
87				1			
88							
89							
90							
91				1			
92				2			
93				1			
94				3			
95				1			
96							
97				3			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153	1						
人員計	132人	33人	16人	34人	-人	-人	215人
級別構成比	61.4%	15.3%	7.4%	15.9%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	207,320円	259,215円	322,425円	376,509円	-円	-円	250,607円
平均年齢	25.8歳	31.7歳	41.2歳	48.0歳	-歳	-歳	31.3歳

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	2

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和3年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	290			11	133	144	2					
	研究職給料表	27			10	17							
	医療職給料表(二)	24				3	7	14					
	医療職給料表(三)	7				4	3						
	海事職給料表	4				4							
	福祉職給料表	6			2	4							
教育職員	教育職給料表(二)	2,021	1	2,020									
警察官	公安職給料表	208				57	91	54	1	3	2		
給料表計		2,587											
60歳		842											
61歳		639											
62歳		504											
63歳		335											
64歳		267											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(令和3年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	152			5	40	107						
	研究職給料表	13			4	9							
	医療職給料表(二)	11					5	6					
	医療職給料表(三)	3				1	2						
	海事職給料表	0											
	福祉職給料表	1				1							
教育職員	教育職給料表(二)	770		770									
警察官	公安職給料表	0											
給料表計		950											
60歳		138											
61歳		158											
62歳		188											
63歳		220											
64歳		246											

令和3年職種別民間給与実態調査
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和3年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	302	54	53	50	98	47
農業，林業，漁業	2	—	—	—	1	1
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	22	4	3	2	8	5
製造業	113	16	19	16	41	21
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	60	6	13	16	18	7
卸売業，小売業	28	8	7	5	7	1
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	10	6	2	2	—	—
教育，学習支援業、 医療、福祉、サービス業	67	14	9	9	23	12

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が8所、調査不能の事業所が56所あった。
 2 調査対象事業所366所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所8所を除いた358所に占める調査完了事業所302所の割合(調査完了率)は、84.4%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	29.9 %	(26.0) %	(74.0) %	— %	70.1 %
高校卒	13.8	(24.0)	(76.0)	—	86.2

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	210,449 円
	短 大 卒	188,146
	高 校 卒	170,692
新 卒 事 務 員	大 学 卒	207,949
	短 大 卒	※ 182,319
	高 校 卒	169,212
新 卒 技 術 者	大 学 卒	216,229
	短 大 卒	※ 193,533
	高 校 卒	171,906
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		71.8%
配偶者に家族手当を支給する		(81.1%)
家族手当制度がない		28.2%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	13,243円
	配偶者と子1人	19,635円
	配偶者と子2人	25,730円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第15表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
60.3 %	(20.4) %	(79.6) %	39.7 %

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

検討している	検討していない
23.2 %	76.8 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	390,371 円
	上半期 (A2)	390,445
特別給の支給額	下半期 (B1)	810,111
	上半期 (B2)	875,686
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.08 月分
	上半期 (B2/A2)	2.24
	年 間	4.32

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

部 長 級 (非役員)		課 長 級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
45.9 %	54.1 %	47.0 %	53.0 %	53.4 %	46.6 %

第18表 民間における給与改定の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	課 長 級	%	15.9 %	18.4 %	- %
係 員		21.7	19.5	0.3	58.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		77.3 %	73.4 %	12.6 %	7.4 %	53.4 %	3.9 %	22.7 %
係員		87.0	84.2	15.4	10.5	58.3	2.8	13.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における定年制の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.8 %	75.4 %	23.4 %	1.2 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課長級		45.6 %	30.4 %	54.4 %
非管理職		47.9	33.3	52.1

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和3年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
60.9 %	72.2 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	34	54.0	810,177	29	810,148	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規模 50人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	24	54.2	866,718	38	866,680		
	短 大 卒	2	51.5	561,286	0	561,286		
	高 校 卒	7	53.5	667,404	0	667,404		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	16	55.1	801,180	0	801,180	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	12	54.6	838,685	0	838,685		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	4	56.8	683,561	0	683,561		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	431	52.5	657,856	4,088	653,768	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	316	52.6	674,376	3,061	671,315		
	短 大 卒	31	49.9	624,202	562	623,640		
	高 校 卒	81	53.2	613,211	4,772	608,439		
	中 学 卒	3	52.0	589,457	111,045	478,412		
	技 術 部 長	328	52.6	703,462	2,894	700,568	同 上	同 上
	大 学 卒	256	52.6	721,288	1,972	719,316		
	短 大 卒	36	52.7	625,381	11,567	613,814		
	高 校 卒	36	52.6	646,991	1,036	645,955		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	165	51.0	602,101	4,824	597,277	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	118	50.7	627,708	5,843	621,865			
短 大 卒	22	51.0	525,619	3,214	522,405			
高 校 卒	25	52.6	530,858	865	529,993			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	100	50.8	633,854	13,299	620,555	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	68	50.5	662,485	11,141	651,344		
	短 大 卒	9	50.6	570,799	41,092	529,707		
	高 校 卒	23	51.9	564,031	10,255	553,776		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	777	49.5	572,735	7,607	565,128	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	515	48.9	592,736	6,852	585,884		
	短 大 卒	75	50.5	545,040	8,542	536,498		
	高 校 卒	181	50.8	522,829	9,777	513,052		
	中 学 卒	6	49.8	532,635	72	532,563		
	技術課長	729	48.7	603,972	9,356	594,616	同 上	同 上
	大 学 卒	507	48.3	619,679	8,524	611,155		
	短 大 卒	78	49.3	577,581	17,735	559,846		
	高 校 卒	143	49.9	553,859	7,915	545,944		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	239	47.1	474,520	21,019	453,501	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	157	45.4	473,135	19,545	453,590		
	短 大 卒	29	51.4	508,573	25,896	482,677		
	高 校 卒	53	49.6	458,306	22,779	435,527		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	216	44.9	492,514	50,408	442,106	同 上	同 上	
大 学 卒	157	43.9	498,554	52,064	446,490			
短 大 卒	26	45.5	469,457	67,150	402,307			
高 校 卒	33	48.9	480,978	33,321	447,657			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	688	44.2	456,509	46,449	410,060	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	378	41.9	465,300	48,726	416,574		
	短大卒	62	45.9	440,181	47,572	392,609		
	高校卒	247	47.7	445,793	42,502	403,291		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	744	42.5	507,279	77,542	429,737	同上	同上
	大学卒	439	39.5	502,773	68,566	434,207		
	短大卒	64	45.6	474,881	69,407	405,474		
	高校卒	235	48.1	527,941	100,424	427,517		
	中学卒	6	47.8	450,472	57,007	393,465		
	事務主任	671	41.1	390,706	47,790	342,916	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	同上
	大学卒	341	37.2	402,941	47,678	355,263		
	短大卒	99	46.9	378,868	39,511	339,357		
	高校卒	218	44.9	375,908	49,759	326,149		
	中学卒	13	45.8	368,501	86,961	281,540		
	技術主任	546	39.8	452,658	83,112	369,546	同上	同上
	大学卒	355	37.0	435,186	74,822	360,364		
	短大卒	65	42.0	404,666	63,354	341,312		
	高校卒	124	46.1	523,322	115,195	408,127		
	中学卒	2	36.3	303,130	3,133	299,997		
事務係員	3,043	36.8	322,847	34,676	288,171		同上	
大学卒	1,679	33.9	332,425	36,683	295,742			
短大卒	401	42.0	322,553	29,895	292,658			
高校卒	945	40.2	303,902	32,558	271,344			
中学卒	18	41.9	299,744	43,503	256,241			

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,340	35.7	378,653	60,767	317,886	{ 本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照	
	大 学 卒	1,464	33.1	370,257	58,772	311,485		
	短 大 卒	230	35.8	394,709	75,294	319,415		
	高 校 卒	637	40.9	390,046	58,925	331,121		
	中 学 卒	9	47.2	373,885	67,338	306,547		

2 企業規模500人以上

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	30	53.6	827,135	33	827,102	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	23	53.9	864,204	39	864,165		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	52.4	665,591	0	665,591		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	11	54.5	826,924	0	826,924	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	53.8	865,586	0	865,586		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	56.6	711,202	0	711,202		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	271	52.5	688,849	479	688,370	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	204	52.3	699,388	439	698,949		
	短 大 卒	22	49.8	642,743	783	641,960		
	高 校 卒	44	54.6	662,778	524	662,254		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	225	52.7	749,843	982	748,861	同 上	同 上
	大 学 卒	195	52.6	754,304	821	753,483		
	短 大 卒	12	55.0	709,479	2,077	707,402		
	高 校 卒	18	52.1	728,599	2,013	726,586		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	110	51.3	644,464	6,797	637,667	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	85	51.2	667,984	7,722	660,262			
短 大 卒	8	50.7	506,032	8,979	497,053			
高 校 卒	17	52.7	563,238	235	563,003			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	63	51.3	681,368	1,032	680,336	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 9級、10級
	大学卒	46	51.1	709,618	494	709,124		
	短大卒	2	50.4	566,305	18,126	548,179		
	高校卒	15	51.9	591,289	737	590,552		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	553	49.8	597,545	6,183	591,362	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	411	49.0	606,743	6,774	599,969		
	短大卒	49	51.4	570,423	5,465	564,958		
	高校卒	90	52.6	566,646	3,687	562,959		
	中学卒	3	53.7	556,763	145	556,618		
	技術課長	544	48.7	629,550	4,825	624,725	同上	同上
	大学卒	413	48.4	639,821	4,407	635,414		
	短大卒	42	50.1	615,506	1,237	614,269		
	高校卒	88	49.4	580,374	9,119	571,255		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	159	47.7	486,516	19,262	467,254	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	103	46.1	479,031	19,224	459,807		
	短大卒	21	52.1	516,583	27,033	489,550		
	高校卒	35	50.4	490,862	13,612	477,250		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	108	45.1	516,289	31,520	484,769	同上	同上	
大学卒	82	43.7	523,389	32,506	490,883			
短大卒	4	41.8	476,228	25,194	451,034			
高校卒	22	50.1	497,218	28,961	468,257			
中学卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	455	44.3	485,327	52,044	433,283	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	251	41.6	490,775	53,199	437,576		
	短大卒	34	47.6	503,101	65,558	437,543		
	高校卒	169	48.5	472,277	47,451	424,826		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	551	41.9	530,252	82,098	448,154	同上	同上
	大学卒	347	39.0	518,547	70,015	448,532		
	短大卒	34	46.4	501,010	59,277	441,733		
	高校卒	168	48.6	568,503	118,874	449,629		
	中学卒	2	47.3	422,140	76,225	345,915		
	事務主任	452	41.6	407,762	48,666	359,096	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大学卒	230	37.4	424,167	54,028	370,139		
	短大卒	76	47.0	382,954	35,386	347,568		
	高校卒	143	47.2	389,047	44,492	344,555		
	中学卒	3	39.1	390,746	98,822	291,924		
	技術主任	356	40.4	493,090	92,480	400,610	同上	同上
	大学卒	236	37.0	462,368	75,684	386,684		
短大卒	29	43.4	468,564	77,644	390,920			
高校卒	90	46.9	567,027	133,295	433,732			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,894	36.5	331,612	37,637	293,975		行政職 1級	
大学卒	1,099	33.4	338,249	40,191	298,058			
短大卒	269	41.8	331,257	31,663	299,594			
高校卒	517	41.4	314,718	33,933	280,785			
中学卒	9	40.8	324,173	68,461	255,712			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,622	36.3	394,021	63,986	330,035		行政職 1級
	大 学 卒	994	33.8	383,732	60,177	323,555		
	短 大 卒	167	36.6	414,087	79,954	334,133		
	高 校 卒	454	41.0	405,824	64,640	341,184		
	中 学 卒	7	47.8	390,370	76,505	313,865		

3 企業規模100人以上500人未満

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	56.2	699,743	0	699,743	{ 構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	55.5	670,618	0	670,618		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	56.3	753,736	0	753,736	{ 構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	同 上
	大 学 卒	4	56.1	790,684	0	790,684		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	142	52.7	602,932	5,935	596,997	{ 2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	同 上
	大 学 卒	102	53.3	622,308	331	621,977		
	短 大 卒	9	50.0	577,121	0	577,121		
	高 校 卒	29	51.7	559,109	12,254	546,855		
	中 学 卒	2	51.1	530,363	157,796	372,567		
	技 術 部 長	100	52.2	600,134	7,580	592,554	同 上	同 上
大 学 卒	59	52.3	615,067	5,972	609,095			
短 大 卒	24	51.3	576,403	17,094	559,309			
高 校 卒	17	52.8	577,118	0	577,118			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	48	50.1	503,339	489	502,850	{ 上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	同 上	
大 学 卒	29	49.2	500,099	170	499,929			
短 大 卒	13	50.6	525,898	0	525,898			
高 校 卒	6	53.0	477,544	2,646	474,898			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	37	49.9	540,741	37,338	503,403	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	22	48.8	540,264	38,749	501,515		
	短 大 卒	7	50.7	572,169	48,095	524,074		
	高 校 卒	8	51.9	518,782	26,056	492,726		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	197	48.8	502,917	12,009	490,908	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	94	48.1	528,482	8,096	520,386		
	短 大 卒	24	48.6	484,590	12,719	471,871		
	高 校 卒	76	49.6	479,634	16,584	463,050		
	中 学 卒	3	45.9	508,725	0	508,725		
	技術課長	177	48.6	522,266	25,158	497,108	同 上	同 上
	大 学 卒	92	47.4	521,254	29,628	491,626		
	短 大 卒	36	48.5	532,026	37,552	494,474		
	高 校 卒	49	51.2	516,238	5,154	511,084		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	78	45.8	456,628	24,824	431,804	上記課長に事故等 のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長 代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長―係 長間）	行政職 4級
	大 学 卒	54	44.2	462,291	20,135	442,156		
	短 大 卒	8	49.6	488,713	23,077	465,636		
	高 校 卒	16	48.8	424,649	39,752	384,897		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	107	44.9	465,467	72,604	392,863	同 上	同 上	
大 学 卒	75	44.2	466,833	77,046	389,787			
短 大 卒	22	46.0	468,402	73,685	394,717			
高 校 卒	10	47.5	450,113	39,384	410,729			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	178	43.4	395,659	32,557	363,102	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	97	41.4	402,462	32,053	370,409		
	短大卒	23	43.4	348,434	28,532	319,902		
	高校卒	58	46.4	401,478	34,762	366,716		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	164	43.8	429,582	62,688	366,894	同 上	同 上
	大学卒	84	41.8	427,617	62,436	365,181		
	短大卒	23	42.7	432,879	86,207	346,672		
	高校卒	54	47.0	428,465	52,799	375,666		
	中学卒	3	48.5	484,615	68,259	416,356		
	事務主任	190	39.8	354,344	49,579	304,765	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	94	36.8	348,591	33,413	315,178		
	短大卒	21	46.7	372,640	54,531	318,109		
	高校卒	65	40.6	355,011	65,037	289,974		
	中学卒	10	47.6	362,733	83,886	278,847		
技術主任	181	38.7	372,091	64,611	307,480	同 上	同 上	
大学卒	117	36.7	380,407	73,315	307,092			
短大卒	36	40.9	353,878	51,996	301,882			
高校卒	27	45.1	365,353	44,357	320,996			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	915	37.0	308,939	27,082	281,857		行政職 1級	
大学卒	476	34.9	317,645	23,995	293,650			
短大卒	108	42.8	308,237	25,438	282,799			
高校卒	323	38.2	296,948	32,534	264,414			
中学卒	8	41.8	273,667	10,981	262,686			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	613	33.1	332,170	51,663	280,507		行政職 1級
	大学卒	415	30.7	334,175	55,654	278,521		
	短大卒	52	31.3	312,835	59,673	253,162		
	高校卒	145	41.5	334,621	35,163	299,458		
	中学卒	X	X	X	X	X		

4 企業規模50人以上100人未満

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	18	52.7	605,980	39,061	566,919	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	10	53.6	644,568	69,401	575,167		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	8	51.5	556,302	0	556,302		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	3	54.7	495,671	0	495,671	同 上	同 上
大 学 卒	2	54.0	570,286	0	570,286			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	7	51.5	534,372	0	534,372	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長 間)	同 上	
大 学 卒	4	50.2	543,488	0	543,488			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	2	51.5	463,635	0	463,635			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	27	48.2	481,011	10,256	470,755	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	10	51.1	478,665	685	477,980		
	短 大 卒	2	49.6	568,948	42,667	526,281		
	高 校 卒	15	45.8	471,102	12,964	458,138		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	8	49.1	463,955	8,127	455,828	同 上	同 上
	大 学 卒	2	55.5	457,500	0	457,500		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	6	47.0	466,107	10,836	455,271		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務課長代理	2	46.5	319,863	0	319,863	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	2	46.5	319,863	0	319,863			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技術課長代理	X	X	X	X	X	同 上	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	55	45.7	423,136	46,457	376,679	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	30	45.4	446,913	62,073	384,840		
	短大卒	5	45.6	427,921	8,075	419,846		
	高校卒	20	46.1	383,529	29,232	354,297		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	29	47.2	430,486	59,046	371,440	同上	同上
	大学卒	8	44.0	407,112	51,744	355,368		
	短大卒	7	51.3	473,881	67,780	406,101		
	高校卒	13	47.3	426,065	64,404	361,661		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	29	40.7	359,446	20,641	338,805	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3級）
	大学卒	17	36.2	371,080	26,013	345,067		
	短大卒	2	44.5	305,686	23,222	282,464		
	高校卒	10	46.4	353,670	12,226	341,444		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	9	37.3	295,478	43,231	252,247	同上	同上	
大学卒	2	40.5	288,123	56,078	232,045			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	7	36.4	297,580	39,560	258,020			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	234	38.0	296,667	38,090	258,577		行政職 1級	
大学卒	104	35.0	328,271	53,185	275,086			
短大卒	24	40.7	268,842	26,294	242,548			
高校卒	105	40.2	271,772	25,614	246,158			
中学卒	X	X	X	X	X			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	105	36.8	306,310	41,351	264,959		行政職 1級
	大学卒	55	35.3	320,117	47,765	272,352		
	短大卒	11	41.1	310,839	31,037	279,802		
	高校卒	38	37.4	283,556	34,762	248,794		
	中学卒	X	X	X	X	X		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所 において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	11	58.1	858,362	0	858,362	
	大 学 教 授	76	51.5	708,766	0	708,766	
	大 学 准 教 授	56	46.3	614,457	0	614,457	
	大 学 講 師	35	41.7	562,882	0	562,882	
	大 学 助 教	3	44.6	449,458	0	449,458	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
職 種	高 等 学 校 教 頭	3	60.7	612,447	0	612,447	
	高 等 学 校 教 諭	47	47.9	538,521	14,944	523,577	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	53.7	726,358	490	725,868	構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）
	研 究 部（課）長	45	50.8	713,727	1,668	712,059	
	研 究 室（係）長	46	50.0	595,186	4,011	591,175	
	主 任 研 究 員	161	41.1	544,611	10,863	533,748	
	研 究 員	148	34.7	376,064	47,415	328,649	
研 究 補 助 員	17	45.5	413,588	81,583	332,005		

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第24表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
364,370 円	364,245 円	125 円 (0.03 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

令和3年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和3年4月における1人世帯の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに、消費動向の変動分を反映して算定したもの）に、全国と千葉市の令和3年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,850 ^円	54,250 ^円	63,360 ^円	72,470 ^円	81,580 ^円
住居関係費	65,880	80,220	69,080	57,940	46,800
被服・履物費	5,320	5,990	7,500	9,010	10,530
雑費Ⅰ	25,220	54,450	67,500	80,540	93,600
雑費Ⅱ	13,110	38,610	37,760	36,910	36,050
計	143,380	233,520	245,200	256,870	268,560

勞 働 經 濟 指 標

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
			全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県				全 国		
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)				前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	一般 労働者	
令和元年度	△ 0.5	1.2	1.55	1.29	2.3	296.1	0.1	360.6	275.4	1.7	361.7	271.1	0.2	328.5
2年度	△ 4.4	0.0	1.10	0.90	2.9	293.3	△ 1.0	356.0	269.7	△ 2.1	353.4	271.5	0.1	328.1
令和2年1月		1.1	1.51	1.21	2.4	293.0	0.4	357.9	275.5	0.0	360.2	269.0	0.7	327.0
2月	△ 0.6	1.1	1.45	1.18	2.4	293.6	0.3	358.8	276.7	1.5	363.2	269.1	0.5	327.1
3月		1.1	1.40	1.15	2.5	294.2	△ 0.4	360.1	270.5	△ 1.2	360.5	269.8	0.1	328.6
4月		0.8	1.30	1.13	2.6	295.7	△ 1.3	359.5	275.4	△ 1.7	361.1	272.9	△ 0.1	330.3
5月	△ 7.9	0.2	1.18	1.04	2.8	287.2	△ 2.6	348.2	270.0	△ 1.5	354.7	268.6	△ 0.3	324.5
6月		0.2	1.12	0.97	2.8	290.9	△ 2.2	351.5	268.5	△ 2.8	348.7	272.2	△ 0.1	327.7
7月		0.2	1.09	0.91	2.9	292.7	△ 1.3	353.7	268.7	△ 2.8	349.2	272.2	0.2	327.6
8月	5.4	0.2	1.05	0.86	3.0	291.1	△ 1.6	353.0	270.5	△ 1.5	351.2	269.9	△ 0.4	325.9
9月		△ 0.1	1.04	0.85	3.0	292.9	△ 1.0	355.5	270.2	△ 1.6	350.5	271.7	0.0	328.4
10月		△ 0.1	1.04	0.85	3.1	296.3	△ 0.7	359.2	271.6	△ 0.9	352.4	273.8	0.3	330.3
11月	2.8	△ 0.1	1.05	0.84	3.0	294.2	△ 1.2	358.1	269.4	△ 2.8	350.1	271.1	△ 0.3	328.4
12月		△ 0.3	1.05	0.83	3.0	295.0	△ 0.7	358.5	269.1	△ 2.1	351.4	271.9	0.1	328.8
令和3年1月		△ 0.3	1.10	0.85	2.9	293.0	0.0	356.7	268.2	△ 2.6	357.9	270.0	0.4	327.1
2月	△ 1.1	△ 0.4	1.09	0.84	2.9	292.8	△ 0.3	357.3	265.0	△ 4.3	354.7	269.9	0.3	327.6
3月		△ 0.2	1.10	0.83	2.6	297.3	1.1	361.3	269.6	△ 0.3	358.9	273.7	1.5	330.8
4月		△ 0.3	1.09	0.85	2.8	300.3	1.6	362.8	271.1	△ 1.6	357.5	275.9	1.1	331.5

資料出所： ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働
(注)1 ①、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
			千 葉 県 一般 労働者		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国		千 葉 市		全 国
前年度比・ 前年同月比 (千円)	(%)	(千円)	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)	(%)
251.4	2.1	327.2	25.0	24.0	144.2	138.0	12.3	11.4	320.6	0.7	357.4	0.4	0.5	0.6	0.1
250.0	△ 0.5	325.0	21.8	19.7	140.0	132.0	10.6	8.9	304.5	△ 5.0	334.7	△ 6.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.4
253.8	1.3	329.6	24.0	21.6	137.7	134.4	11.8	10.6	312.5	△ 4.1	319.5	3.7	0.7	0.7	1.5
253.6	2.1	330.1	24.5	23.1	139.8	134.5	12.1	10.8	303.2	0.1	361.9	△ 3.2	0.4	0.2	0.7
248.6	△ 0.4	328.3	24.4	21.9	142.1	134.0	11.9	10.5	322.5	△ 7.6	445.6	31.5	0.4	0.0	△ 0.4
252.9	△ 0.8	328.6	22.7	22.4	143.8	136.4	10.5	9.5	303.6	△ 9.9	369.1	△ 1.2	0.1	0.0	△ 2.4
251.0	0.4	327.4	18.6	19.0	126.9	124.1	8.6	8.0	280.9	△ 15.5	416.2	30.8	0.1	△ 0.1	△ 2.7
250.0	△ 1.0	322.4	18.7	18.5	141.3	133.8	9.3	8.2	298.4	△ 3.3	321.3	3.4	0.1	0.0	△ 1.6
250.3	△ 0.7	322.9	20.5	18.4	145.8	135.8	10.3	8.6	288.6	△ 10.1	335.9	6.7	0.3	0.5	△ 0.9
250.9	0.2	323.1	21.2	19.7	133.7	129.8	9.9	8.9	304.5	△ 6.5	376.8	8.7	0.2	0.4	△ 0.6
250.8	△ 0.1	322.9	21.1	19.5	140.6	133.6	10.7	9.0	304.2	△ 7.7	335.1	△ 23.8	0.0	0.2	△ 0.8
250.8	1.1	322.9	22.5	20.9	147.4	137.6	11.3	9.5	312.3	2.3	299.6	3.0	△ 0.4	0.0	△ 2.2
248.1	△ 1.5	319.8	23.0	21.2	143.4	135.7	11.4	9.8	305.4	0.5	303.7	△ 23.0	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.4
247.7	△ 1.0	320.9	23.1	21.4	142.3	135.0	11.5	9.8	333.8	△ 3.4	345.3	△ 7.3	△ 1.2	△ 0.8	△ 2.1
249.6	△ 1.7	330.2	23.0	18.7	135.1	126.8	11.0	8.6	297.6	△ 4.8	357.2	11.8	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.5
247.1	△ 2.6	327.9	22.9	17.9	135.4	124.8	11.1	8.5	280.8	△ 7.4	240.1	△ 33.7	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6
251.1	1.1	331.5	23.7	18.4	145.1	130.6	12.0	8.9	344.1	6.7	315.5	△ 29.2	△ 0.2	0.0	1.2
251.6	△ 0.5	328.8	24.4	19.4	150.4	138.0	12.1	9.5	338.6	11.5	397.4	7.7	△ 0.4	△ 0.6	3.7

省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分） ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与407,153円、平均年齢43.0歳〕

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

